京都市情報公開・個人情報保護審査会答申情第７号の概要

請求内容	汚職事件に係る特定部長が発した対策文書及び記録文書
所管課	都市計画局住宅室住宅政策課
所管課の決定	不存在による非公開決定
所管課の主張	１　事件の教訓を生かした対策文書について ⑴　汚職事件が発生した場合，京都市では，事実関係を把握し，問題点などを明らかにし，原因究明を行うため調査委員会を設置するのが通例である。 ⑵　本件請求に係る事件についても，平成２２年３月２９日付けで都市計画局において都市計画局収賄容疑事件対策委員会（以下，「対策委員会」という。）を立ち上げ，捜査の推移や公判の進ちょく状況を見守りながら，事実関係を把握し，問題点などを明らかにしたうえで，再発防止策を調査報告書として取りまとめようとしているところである。 ⑶　したがって，特定の部長が再発防止策の公文書を作成する立場になく，当該公文書は作成していない。また，公文書公開請求時点においては，再発防止策の取りまとめのための調査中であり，請求にあるような特定の部長が発した公文書のみならず，市として当該汚職事件に関する再発防止策の公文書を作成していない。 ２　部下職員に通達した時の記録文書について 特定部長が住宅室の部課長会において，公務員倫理の徹底や職務の適正な執行について，指示を行ったところであるが，こうした指示は，口頭で行い，会議録等の記録文書を作成しないことが通例であり，本件についても作成していない。 ３　当該汚職事件については，平成２２年７月１３日に京都地裁において元職員に対し下された判決内容及び委員会が行った調査結果を踏まえ，今後，対策委員会として再発防止策を盛り込んだ調査報告書を取りまとめる予定である。
不服申立人の主張	元職員の上司であった前部長から現部長への引継ぎは当然行われるべきで，引継ぎの中に建築物補修工事をめぐる汚職事件のような事件の教訓を生かした対策文書及び現部長が部下職員に通達した時の記録文書が存在するはずである。
審査会の判断	１　事件の教訓を生かした対策文書について ⑴　京都市では，平成１４年度に汚職事件が発生したことを受けて，都市計画局に対策プロジェクトチームを設置し，事件の経過，原因，改善策等をとりまとめた調査報告書を作成，公表している。当該再発防止策を講じているにもかかわらず，今回，汚職事件が発生したため，京都市として，その原因究明のため，再度，対策委員会を設置し問題点等を明らかにしたうえで，新たな再発防止策を取りまとめようとしているところであり，再発防止策に関する文書は公文書公開請求時点では作成していないという実施機関の説明は合理的であると認められる。 ⑵　京都市として再発防止策が策定されておらず，また，汚職事件に直接関係する部の長であるとはいえ，異議申立人が指定する特定の部長が再発防止策を取りまとめる立場ではないため，特定の部長が行った再発防止策に関する文書が存在しないという点について，特に不合理な点は認められない。 ２　部下職員に通達した時の記録文書について ⑴　住宅室の部課長会において，レジュメを作成せず，資料がない場合に指示を

	口頭でのみ行い，また議事録は作成しないという実施機関の説明について，毎週定例で開催される連絡会議という会議の性質から，特に不自然であるとはいえない。 ⑵　京都市として再発防止策が策定された場合，当該再発防止策に基づき，職員に対し，適正な職務執行のための通達が発せられる可能性はある。この通達の発信者は，全市的な問題であれば副市長又は人材活性化政策監が，各局レベルの問題であれば事務を担当する局の局長名となるという点からも，特定部長が汚職事件を教訓に部下職員に通達した時の記録文書が存在しないとする実施機関の主張に，不合理な点はないと認められる。 3　異議申立人が，前部長から現部長への引継ぎの中に本件請求に係る文書が存在すると主張していることから，当審査会において当該引継に係る公文書を確認したところ，本件請求に関連する内容はなかった。